所管部課		健幸いきいき部	介護保険課		部上	曼	川口荘			
件 名		東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について								
					区分	$\bigcirc$	1審議事項		2報	告事項
関	条例									
係事	規則 部課									
項	機関									
1. 要 旨 第9期介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度まで)の策定に伴い、介護保険料を										
改定するため、条例の一部改正を行うものである。										
(1) 主な改正内容										
令和6年度から令和8年度の保険料、所得段階について所要の改正を行う。										
・第1段階から第3段階の保険料は据え置き、それ以外の段階は引上げる。 ・国が示す所得区分及び保険料率に準じて、市の所得区分及び保険料を変更する。										
・市の所得段階数を14段階から16段階へ変更する。										
(2) 施行日										
(2) 施行日   令和6年4月1日										
(3) 影響及び効果 令和6年度から8年度までの事業計画に基づく介護保険料を定めることにより、介護保険										
事業の適正な運営に資することができる。										
2.経過(現時点に至るまでの経過)										
令和3年6月22日 介護保険運営協議会へ諮問 (令和3年度2回、令和4年度4回、令和5年度6回、協議会にて審議)										
令	和6年1	月23日 介護保険	運営協議会での	審議	結果を	市長	~答申			
令和6年1月 文書課において審査済み										
3. 留意事項(問題点等) (参考)第1号被保険者保険料基準額(月額)5,400円 (第8期 5,300円)										
1	(参考)第	, 1 亏候保険者保険科	基準額(月額)	5,	400	円	第8期 3	), 3	001	刊)
令和6年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。										
_	字类外	<b>=</b>								
5. <del>審議結果</del> 										

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。